

中国における税金・費用軽減政策の継続について

2021年3月5日に、第13期全国人民代表大会の第4回会議にて、李克強首相が政府活動に関する報告を行い、2020年の中国経済社会発展活動を振り返るとともに、2021年の主要な発展目標と第14期五か年計画に関して、全般的に言及しました。

当該活動報告の税金・費用軽減政策の一環として、2021年3月15日に、「一部の税込優遇政策の執行期限の延長に関する公告」(財政部 税務総局公告 2021年第6号)、2021年3月17日に、「疫病流行に対する一部の税金費用の優遇政策の実施継続に関する公告」(財政部 税務総局公告 2021年第7号)が公布され、いくつかの優遇政策の適用期間が延長されました。対象となる規定をいくつか取上げてご紹介します。

① 「財政部 税務総局 設備・器具の企業所得税控除の政策に関する通知」(財税〔2018〕54号)

企業が新たに購入する設備・器具について、単価が500万円を超えない場合、一括して当期の原価費用に計上して課税所得額の計算時に控除し、年度に分けて減価償却を計算しないことを認める。本通知が称する設備・器具とは、建物・構築物以外の有形固定資産を指す。

(2023年12月31日まで適用)

② 「財政部 税務総局 科技部 研究開発費用の損金追加の控除比率の引上げに関する通知」(財税〔2018〕99号)

企業の研究開発費について、無形資産を形成せず当期の損益に計上する場合、実際の発生額に75%を追加して損金算入する。無形資産を形成する場合、無形資産の取得原価の175%相当額を損金算入する。

(2023年12月31日まで適用)

③ 「財政部 税務総局 新型コロナウイルス感染症の防疫を支持する個人所得税政策に関する公告」(財政部 税務総局公告 2020年第10号)

(1) 防疫業務にあたる医療スタッフ及び作業者が政府の規定する基準により取得する臨時的な仕事の補助・賞金について、個人所得税の徴収を免除する。

(2) 企業・団体組織から個人への新型コロナウイルス感染予防のための医薬品・医療用品・保護用品等の実物支給について、個人所得税の徴収を免除する。

(2021年12月31日まで適用)

④ 「財政部 税務総局 個人経営業者の復工復業を支持する増値税政策に関する公告」(財政部 税務総局公告 2020年第13号)

増値税小規模納税者の販売収入について、徴収率を3%から1%に下方調整して増値税を徴収する。

(2021年12月31日まで適用)



また、当該政府活動報告では下記の優遇政策も新たに発表されていますので、2021年4月時点における現行規定と併せてご紹介します。今後の関連する新規定の公布が期待されます。

<今後のさらなる優遇政策>

- ① 小型薄利企業と個人経営者の年間課税所得額が100万元を超えない部分に対して、現行の優遇政策に基づき、企業所得税をさらに軽減して徴収する。
- ② 小規模納税者に対する増値税の徴収免除の基準額を月間販売額10万元から15万元に引き上げる。

<2021年4月時点における現行規定>

- ① 「国家税務総局 小型薄利企業の包括的な所得税減免政策の実施の問題に関する公告」(国家税務総局公告 2019年第2号)

小型薄利企業の年間課税所得額の100万元を超えない部分について、25%に減額して課税所得とし、税率20%を乗じて企業所得税を納付する。100万元超から300万元を超えない部分について、50%に減額して課税所得とし、税率20%を乗じて企業所得税を納付する。

(2021年12月31日まで適用)

- ② 「国家税務総局 小規模納税者の増値税徴収免除政策の徴収管理問題に関する公告」(国家税務総局公告 2019年第4号)

小規模納税者に増値税の課税対象となる販売行為が発生し、月間販売額が10万元(四半期が1つの納税期間であれば四半期の販売額が30万元)を超えない場合、増値税の徴収を免除する。月間販売額が10万元(四半期が1つの納税期間であれば四半期の販売額が30万元)を超えるものの、当期に発生した不動産の販売額を差引いて10万元を超えない場合、その販売する物品・役務・サービス・無形資産の販売額について増値税の徴収を免除する。

(適用期限の定めなし)



フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州工業園区華池街 88 号 晉合広場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：坂林 (SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com
上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com	広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号 高德置地冬広場 H 座 1501 室 V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com
深セン分公司 深圳市福田區深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com	

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。